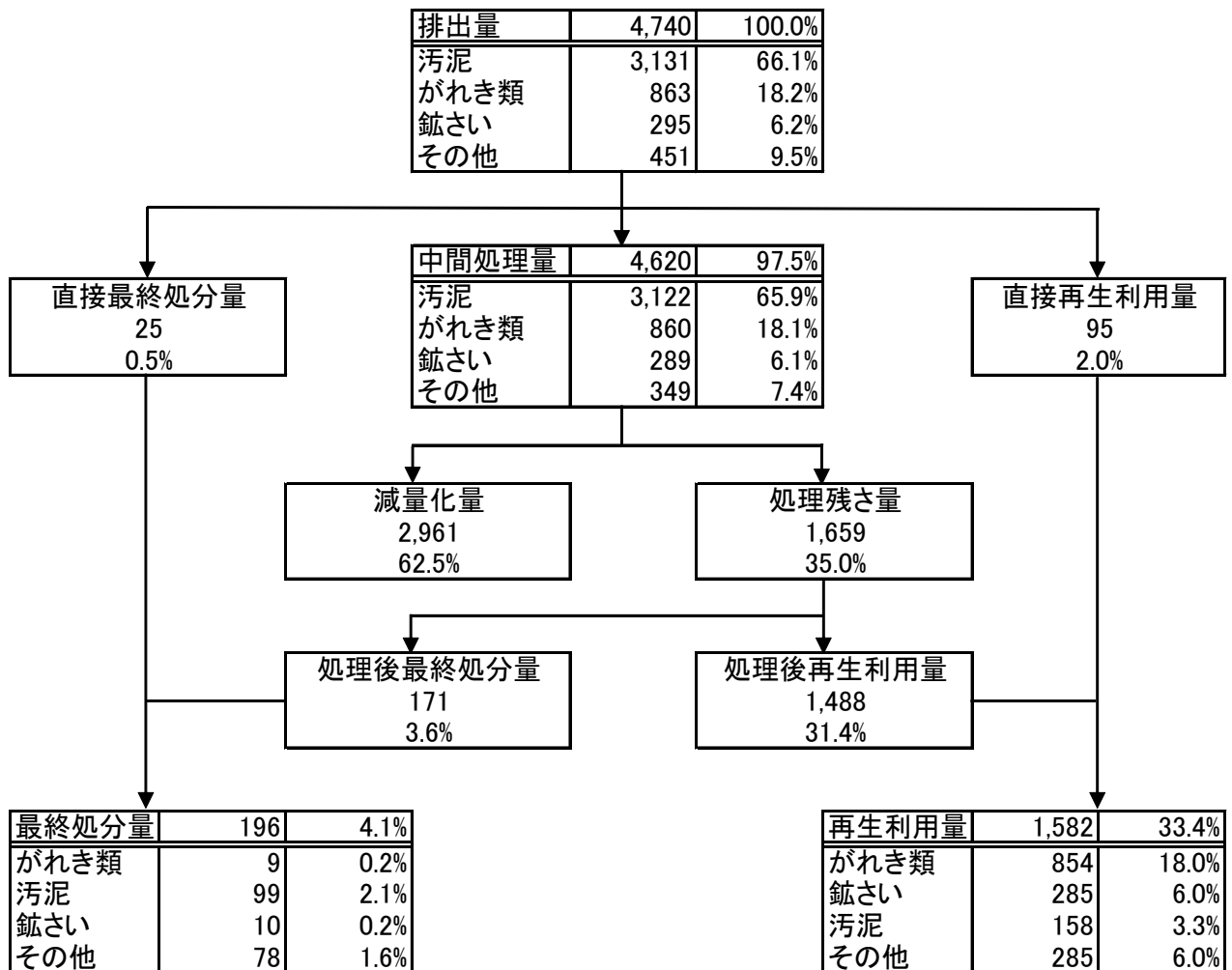


資料 2 - 1 産業廃棄物の排出量及び処理状況 (平成 21 年度)

(単位:千トン)



- 注) 1. 平成 17 年度実態調査結果から推計  
 2. 公共都市施設分を含む

資料 2-2 産業廃棄物処理施設設置状況（平成 23 年 3 月末現在）

処 理 施 設 の 種 類（ 処 理 能 力 等 ）	施 設 数
1. 汚泥の脱水施設（10m <sup>3</sup> ／日超）	14
2. 汚泥の乾燥施設（10m <sup>3</sup> ／日超）	1
3. 汚泥の焼却施設（5m <sup>3</sup> ／日超又は 200 kg／時以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上）	5
4. 廃油の油水分離施設（10m <sup>3</sup> ／日超）	2
5. 廃油の焼却施設（1m <sup>3</sup> ／日超又は 200 kg／時以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上）	6
6. 廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m <sup>3</sup> ／日超）	1
7. 廃プラスチック類の破碎施設（5 t／日超）	7
8. 廃プラスチック類の焼却施設（100 kg／日超又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上）	7
9. 木くず又はがれき類の破碎施設（5 t／日超）	47
10. 汚泥のコンクリート固型化施設	0
11. 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0
12. シアン化合物の分解施設	0
13. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0
14. 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物焼却施設	0
15. 廃 PCB 等又は PCB 処理物分解施設	2
16. PCB 汚染物又は PCB 処理物洗浄施設	2
17. 産業廃棄物の焼却施設（200 kg／時以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上）	14
18. 管理型最終処分場	3(2)
合 計	111(2)

(注) 1. 産業廃棄物処理業者が設置した処理施設を含む。

2. ( ) は、法改正以前から設置されている施設で許可対象外。

資料 2-3 産業廃棄物排出事業者規制指導状況（平成 22 年度）

対 象 事 業 場 等	対 象 数	立入件数	報告書提出数	分析件数
特別管理産業廃棄物排出事業場	7,454	11	10,624	
上 記 以 外 の 事 業 場	—	79		
産業廃棄物処理施設設置者	18	3	18	
多 量 排 出 事 業 者	234	9	234	
合 計	7,706	102	10,876	34

資料 2-4 産業廃棄物処理業の業務の種類

産業廃棄物 処理業	産業廃棄物 収集・運搬業	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
	産業廃棄物 処分業	中間処理
		埋立処分
海洋投入処分（原則禁止）		
特別管理産業 廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物 収集・運搬業	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
	特別管理産業 廃棄物処分業	中間処理
		埋立処分

資料 2-5 産業廃棄物処理業者規制指導状況（平成 22 年度）

業務の種類別	対象者数	立入件数	報告書提出数	分析件数
収集運搬業	4,983	19	206	0
中間処理業	97	152	91	86
埋立処分業	0	0	0	0

資料 2-6 広域処理場の位置及び規模

埋立場所等	位置	規模	
		面積 (ha)	埋立容積 (万m <sup>3</sup> )
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203	3,100
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400

資料 2-7 告示産業廃棄物の受け入れの条件

受け入れの 条件	1 大阪市内で住民登録又は法人登記しており、かつ、常時事業に従事する人数が5人以下の零細事業者であること
	2 告示産業廃棄物の受入量 (1) 建設工事から発生する告示産業廃棄物は、1事業者につき、1ヶ月概ね20トンとする。 (2) その他の告示産業廃棄物は、1事業者につき、1ヶ月概ね3トンとする。
	3 産業廃棄物の種類 ①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず（ただし、①、②、③、④、⑤又は⑦及び金属くずの混合物又は複合体に限る。 ⑦ガラスくず・陶磁器くず（ただし①、②、③、④、⑤又は⑥及びガラスくず又は陶磁器くずの混合くず又は複合体に限る。）